米の安定供給に向けた取組の充実を求める 意見書(案)

年 月 日

衆 議 院 議 長参 議 院 議 長内 閣 総 理 大 臣 あ て財 務 大 臣農 林 水 産 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

人口減少、食の多様化等により米の需要が減少傾向にある中、政府は、段階的に生産を抑制し、過剰な流通を防ぐことで米の安定的な取引を目指してきたが、昨年夏の全国的な米の不足以降、流通現場における業者間の調達競争の激化による米価の高騰が続き、主食である米の確保に困難が生じている。

こうした状況を受け、政府は、流通量の回復により米価の安定を図るため、 凶作で生産量が落ち込んだ場合等に限らず、円滑な流通に支障が生じる場合に も政府備蓄米を放出できるよう基本指針を見直し、来月半ばにも放出を実施す ることとしている。

一方で、今回の流通現場における混乱は、供給を抑え米価を維持する長年の 農業政策によって生産基盤が弱体化したことが背景にあるため、従来の政策を 見直し、農家の経営に対する支援を抜本的に強化するなど、国の責任の下、米 の安定的な生産を確立する必要がある。

よって、本県議会は、国会及び政府において、主食である米を将来にわたって確保するため、市場の動向に応じた政府備蓄米の放出を着実に実施するとともに、米の安定供給に向けた取組を充実させるよう強く要請する。